

【保有個人データの開示、訂正等、利用停止等及び利用目的の通知】

◆開示

本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められた場合は、本人に対し、当該保有個人データを所定の手続きによって開示します。
ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、開示しないことがあります。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当該互助会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

◆訂正等（訂正、追加、削除）

本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、遅延なく必要な調査を行い、その結果に基づき求められた保有個人データの内容を所定の手続きによって訂正等します。

◆利用停止等（利用停止、消去、第三者への提供の停止）

本人から、当該本人が識別される保有個人データが次に掲げる場合に該当するという理由によって、当該保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、当該保有個人データを所定の手続きによって利用停止等します。

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

- (1) あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱った場合
- (2) 偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合
- (3) あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供している場合

◆利用目的の通知

本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められた場合は、本人に対し、所定の手続きによって通知します。

※これらの請求ができるのは、本人のほか、(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人に限られます。

※保有個人データ:個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日公布) 第2条第5項に規定する「保有個人データ」。

【個人情報の取扱いに関する窓口】

保有個人データの開示等の手続きに係る申請、質問その他当互助会における個人情報の取扱いについての意見等を受付しています。

大阪市中央区南本町四丁目1番10号
一般財団法人 大阪市職員互助会 総務グループ
電話: 06-6210-2650
受付時間 9時00分~17時30分(土・日・祝・12/29~翌1/3を除く)